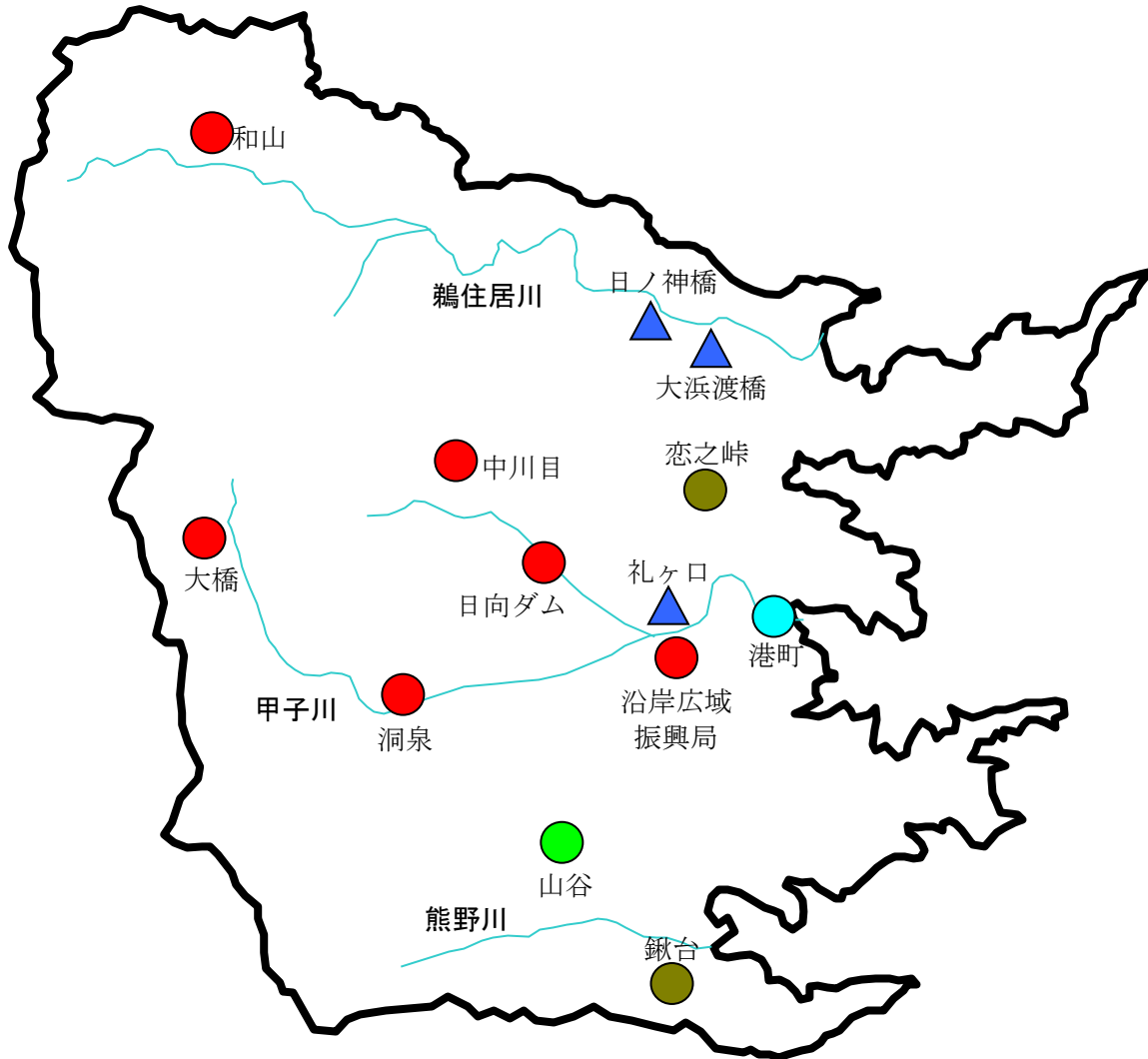


風水害対策編

(釜石市水防計画)

雨量、水位観測箇所図



- : 県雨量観測箇所
- : 市雨量観測箇所
- : 国土交通省雨量観測箇所 (道路)
- : 気象庁アメダス
- ▲ : 水位観測箇所

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的	287
第2節 計画の性格	287
第3節 水防の責任等	287
第4節 水防管理団体、水防管理者	287
第5節 安全配慮	287

第2章 水防組織

第1節 市の水防組織	289
第2節 釜石市水防本部	289
第3節 釜石市消防団の任務	289
第4節 県の水防組織	289
第5節 県水防本部並びに沿岸広域振興局水防隊への連絡	290
第6節 執務時間外における連絡	290

第3章 堤防及び水防重要箇所等の巡視

第1節 堤防巡視	291
第2節 重要水防箇所	291
第3節 土砂災害危険箇所	291
第4節 要水防区域	292
第5節 日向ダムからの操作・放流連絡	292

第4章 ひ門、ひ管並びに閘門の操作

第1節 ひ門、ひ管並びに閘門の操作	292
第2節 ひ門、ひ管	293
第3節 閘門	293

第5章 水防用設備資材、器具及び土地の使用、収用

第1節 資器材の整備	295
第2節 資器材及び土地の使用、収用	295

第6章 雨量、水位の通報並びに警戒水位

第1節 岩手県所管の観測通報	296
第2節 雨量の観測箇所並びに通報連絡	296
第3節 雨量の通報要領	299
第4節 水位の観測箇所並びに通報連絡	299
第5節 水位の通報要領	299

第6節	関係機関との連絡	299
第7章 通信連絡		
第1節	通信連絡	300
第2節	緊急連絡	300
第3節	伝令	300
第4節	水防信号	300
第8章 水防上必要な気象予警報及び情報等の連絡		
第1節	水防上必要な気象予警報及び情報の連絡	301
第2節	水防上必要な気象予警報等の広報	301
第9章 堤防異常の報告、警戒、出動及び水防開始		
第1節	堤防異常の報告	301
第2節	警戒、出動及び水防開始	301
第10章 決壊の通報、避難立退及び救助		
第1節	決壊の通報	302
第2節	避難及び立退	302
第3節	救助	303
第11章 自衛隊派遣要請		
		303
第12章 公用負担		
第1節	公用負担権限委任証	304
第2節	公用負担命令書	304
第13章 水防訓練計画		
		305
第14章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置		
第1節	洪水対応	305
第2節	津波対応	307
第15章 その他		
第1節	優先通行標識	308
第2節	身分証票	308
第3節	水防活動実施報告	308
第4節	水防功労者推薦	309
第5節	公務災害補償	310

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、岩手県知事から指定を受けた指定水防管理団体である釜石市が、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれらの災害から市民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、法第7条第1項の規定に基づいて作成されている「岩手県水防計画」に応じて策定するものである。
- 2 市域にかかる防災に関する事項は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成されている「釜石市地域防災計画」に定めるところであるが、前節の計画の目的に対応するため、その固有な事項についてこの計画を「釜石市水防計画」として策定するものである。
- 3 この計画に関して必要な事項については、「岩手県水防計画」及び「岩手県主要河川重要水防箇所図」並びに「釜石市地域防災計画」の定めるところによる。

第3節 水防の責任

釜石市は、法第3条の規定により市域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

第4節 水防管理団体、水防管理者

この計画において、法第2条の規定に基づき水防管理団体、水防管理者は次のとおりとする。

- (1) 「水防管理団体」とは、前節の水防の責任を有する釜石市をいう。
- (2) 「水防管理者」とは、水防管理団体の長である釜石市長をいう。

第5節 安全配慮

洪水、津波または高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- (1) 水防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針

各水閘門については以下のいずれかの方針により、水防団員等水防活動従事者の安全を確保する。なお、各施設毎の操作方法等詳細については、各施設の操作規則等により定めるものとする。

- ① 水閘門の遠隔操作化をはかり、非常時に現地での機側操作を行わないことを原則とする。
- ② 陸閘の統廃合により箇所数を減じる。
- ③ 陸閘を常時閉鎖し、非常時に現地での機側操作を行わないことを原則とする。

- ④ 水門を常時閉鎖（平常時流量のみを流下させる開度）とし、非常時に現地での機側操作を行わないことを原則とする。
- ⑤ 水門をフラップゲート化し、現地での機側操作を行わない構造とする。
- ⑥ その他

なお、津波対策の河川管理施設および海岸保全施設については、今後全箇所について水防団員の安全確保対策方針をこの計画に定めるものとする。

(2) 水防団員等水防活動従事者の活動退避

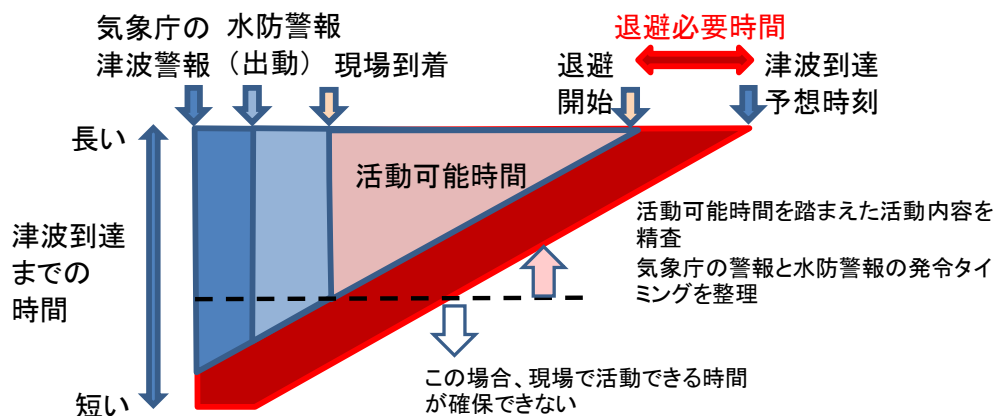
【釜石市地域防災計画資料編 3-7-3 釜石市消防団活動マニュアル】

水閘門の閉鎖、避難誘導等の水防活動にあたっては、各地域の実状や立地条件を踏まえた「活動可能時間」に従って行動し、それを経過した場合は直ちに安全な場所に退避する。

なお、避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認し、以下の内容について、定めるものとする。

- ① 水防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻
- ② 水防団員の安否確認方法（連絡体制）
- ③ 水防活動内容の精査・重点化
- ④ 水防団員の避難手段や避難経路の確認

[活動可能時間のイメージ]



※退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間

第2章 水防組織

第1節 市の水防組織

水防管理者は、法第10条第3項並びに気象業務法第14条の2の規定により、気象、洪水、津波及び高潮等についての水防活動を必要とする予報及び警報の通知があったとき、または市内に震度4以上の地震が発生し、水災の危険が予想されるときは、その危険が解消されるまでの間、市に水防本部を置いて、水防事務を処理する。

ただし、釜石市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

第2節 釜石市水防本部

釜石市水防本部（以下「水防本部」という。）は、危機管理監防災危機管理課（釜石市役所 電話 22-2111 内線 109、114、118、159）に置き、その組織は「釜石市災害警戒本部」によるものとする。

なお、関係各課の防災活動においては、所管の情報収集のほか必要な応急対策の実施にあたるものとする。

【釜石市地域防災計画本編 第3章第1節 活動体制計画】

【釜石市地域防災計画資料編 3-1-1 釜石市災害警戒本部設置要領】

第3節 釜石市消防団の任務

釜石市消防団（以下「消防団」という。）は、法第5条第3項の規定により水防管理者の所轄のもとに行動するものとし、各分団長は、その地区河川海岸の「水防担当区域」を巡視警戒し、常にその状況を把握するとともに、水防事務を迅速に処理し得るよう情報、水量、その他必要と認められる水防に関する一切の事項を適時消防団長及び水防本部に報告し、必要な指示を受け、水防工法の実施、避難立退の指示・誘導、救助等の水防活動に従事するものとする。

ただし、各分団長は事態が急を要し、本部の指示を受けるいとまがないときは、時機を失せず、必要な措置をとるものとする。

【釜石市地域防災計画資料編 3-7-1 消防隊の編成】

【釜石市地域防災計画資料編 3-7-2 消防隊出動区域一覧表】

第4節 県の水防組織

1 県水防本部

県土整備部河川課 電話 019-629-5901（河川海岸担当）

2 沿岸広域振興局水防隊

沿岸広域振興局土木部 電話 25-2708（河川港湾課 河川砂防チーム、港湾チーム）

第5節 県水防本部並びに沿岸広域振興局水防隊への連絡

県水防本部への情報連絡並びに雨量及び水位の連絡、その他水防に関する一切の事項は、沿岸広域振興局水防隊に連絡するものとする。

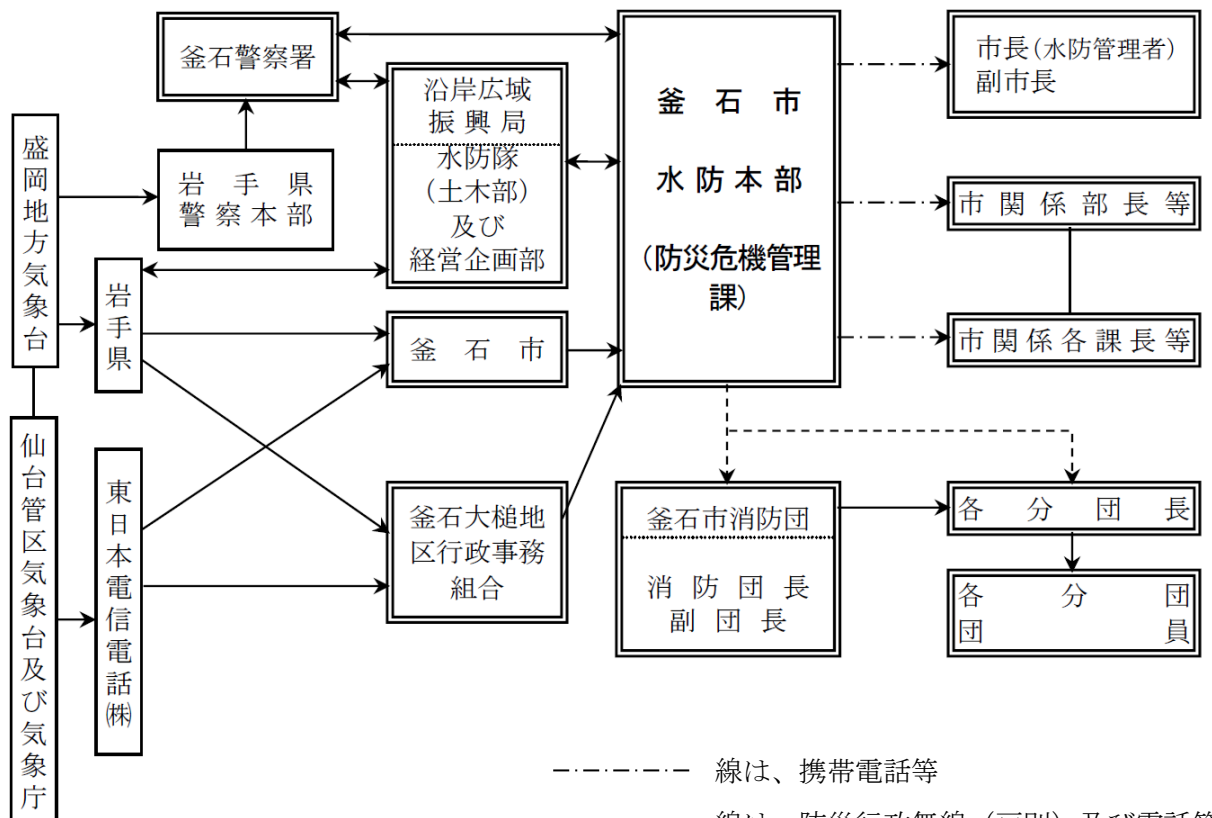
ただし、危険が切迫していると認められるとき、または破堤のために避難を要する等の場合は、次の機関に直接連絡するとともに、県水防本部にも連絡するものとする。

釜石警察署	電話	25-0110
NHK盛岡放送局	電話	019-626-8826
(株)IBC岩手放送	電話	019-623-3141
(株)テレビ岩手	電話	019-623-3530
(株)岩手めんこいテレビ	電話	019-656-3303
(株)岩手朝日テレビ	電話	019-629-2525
(株)エフエム岩手	電話	019-625-5511

第6節 執務時間外における連絡

勤務時間外に発せられる水防上必要な情報の伝達について、水防本部は速やかに「執務時間外連絡系統図」により水防関係者へ連絡するものとする。

【勤務時間外連絡系統図】



関係公署等電話番号一覧

公 署 名	電話番号	備 考
沿岸広域振興局水防隊（土木部）	25-2708	河川港湾課（河川砂防チーム、港湾チーム）
沿岸広域振興局経営企画部	25-2701	総務課
岩手県水防本部（県土整備部河川課）	019-629-5901	河川海岸担当
釜石警察署	25-0110	
釜石大槌地区行政事務組合消防本部	22-0119	
釜石市役所	22-2111	
釜石市水防本部（危機管理監防災危機管理課）	22-2111	内線 109, 114, 118, 159

第3章 堤防及び重要水防箇所等の巡視

第1節 堤防巡視

水防管理者は、第8章による気象状況の通知を受け、かつ、水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水の兆しがある場合、または市内に震度4以上の地震が発生し、水災の危険が予想される場合は、消防団長に警戒出動を命じ、各分団長は第2章第3節により、巡視警戒して、決壊、地すべり、亀裂、構造物物理設箇所を査察し、異常の箇所がある場合は、直ちに水防本部にその程度を急報するものとする。

水防管理者は、水防上危険と認められる箇所があれば直ちに河川及び海岸管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

第2節 重要水防箇所

市内河川海岸のうち、特に危険と認められる「重要水防箇所」の河川区域について、巡視警戒を厳重にする水防態勢をとるものとする。

【重要水防箇所評定基準 別表3-2-1】

【重要水防箇所 別表3-2-2】

第3節 土砂災害危険箇所

市内「土石流危険渓流」または「急傾斜地崩壊危険区域」のうち、特に危険と認められる箇所について、巡視警戒を厳重にするものとする。

【釜石市地域防災計画資料編 2-17-1 急傾斜地崩壊危険箇所】

【釜石市地域防災計画資料編 2-17-2 土石流危険渓流】

【釜石市地域防災計画資料編 2-17-3 山地災害危険箇所】

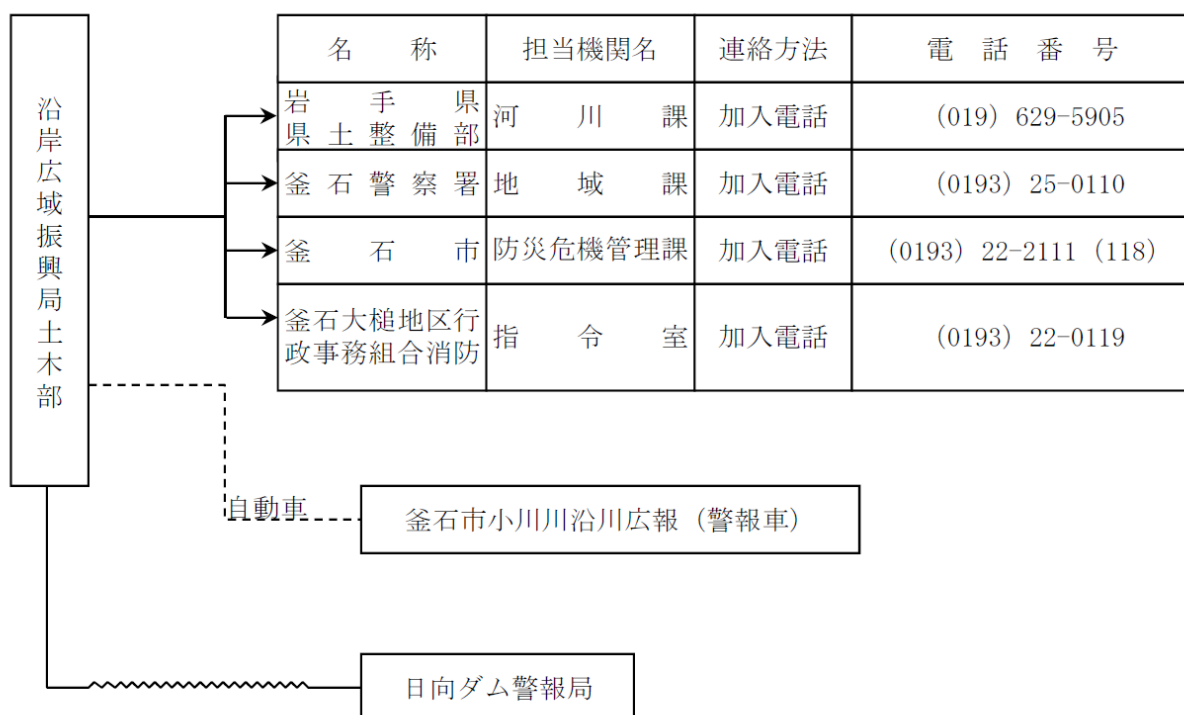
第4節 要水防区域

重要水防箇所以外の河川海岸区域を「要水防区域」とする。

第5節 日向ダムからの操作・放流連絡

日向ダムの操作、または放流する場合について、操作規則及び放流通報要領に定めるところにより、日向ダム管理事務所から事前にその旨が関係機関に通報され、貯水池の状況その他必要な事項等は随時連絡通知される。

【堰提門扉連絡系統図（日向ダム）】



第4章 ひ門、ひ管並びに閘門の操作

第1節 ひ門、ひ管並びに閘門の操作

ひ門、ひ管並びに閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

【釜石市地域防災計画資料編 2-15-1 ひ管・水門箇所一覧表】

第2節 ひ門、ひ管

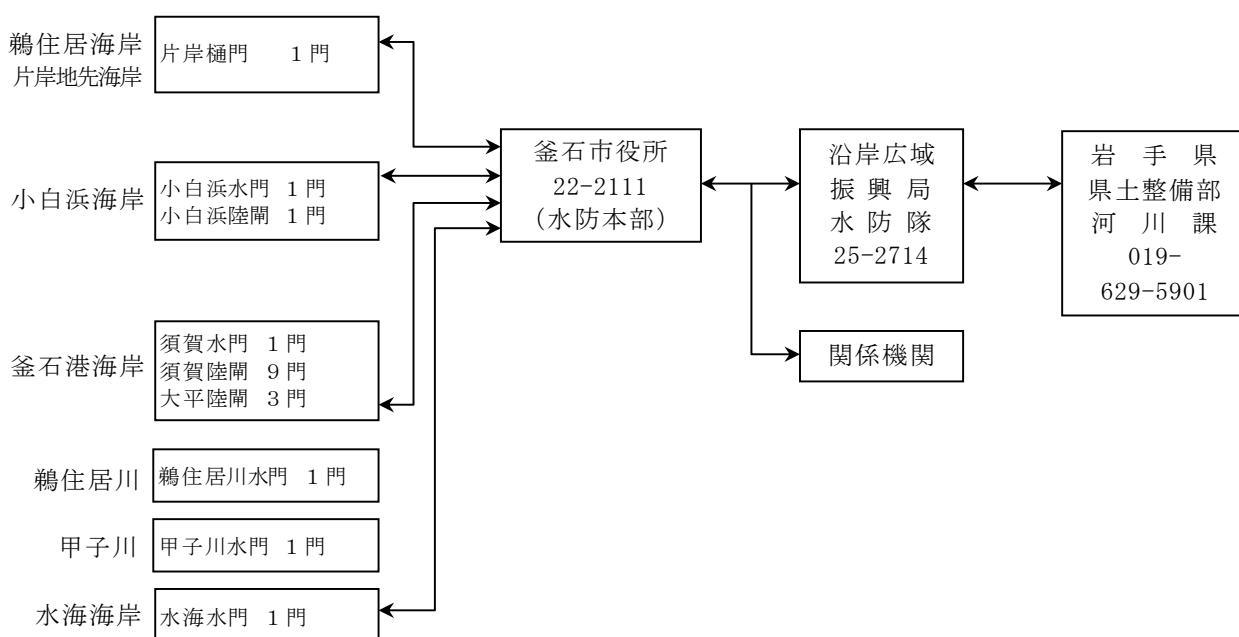
- 1 ひ門、ひ管の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたときは、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。
- 2 ひ門、ひ管を管轄する消防団の各分団により操作するものとし、各分団長は、ひ門、ひ管箇所的小河川、下水溝の増減水の状況により、消防団長及び水防本部の指示に従い処置を講じるとともに、開閉の都度水防本部へ速報するものとする。
ただし、急を要する場合は分団長において臨機の処置を講じるものとする。
水防本部においては、沿岸広域振興局水防隊に速報するものとする。

第3節 閘門

- 1 河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のために直接操作をさせないなど、操作員の安全確保を最優先したうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。
 - 2 洪水時または高潮時等における閘門の開閉は、予め沿岸広域振興局水防隊と協議を行い、開閉の都度、同水防隊へ速報するものとする。
 - 3 津波、高潮の際における門扉、水門等の操作は、門扉、水門等の管理者又は当該門扉、水門等の操作を委託された者によるものとし、操作についての連絡は、「操作連絡系統図」のとおりとする。
- ※ 東日本大震災の津波により故障し操作不能となっている門扉、水門等については、当該施設が復旧し、当該施設毎の操作規則等が定められるまでの間は、操作は行わないものとする。

【操作連絡系統図】

【国土交通省関係】



第5章 水防用設備資材、器具及び土地の使用、収用

第1節 資器材の整備

水防作業に必要な資材、器具を水防倉庫に備蓄し、随時整備するものとする。

【県有水防倉庫及び資材一覧】

河川名	管理者	水防倉庫所在地	建設年度	床面積(m ²)	器 材	資 材
鵜住居川	沿岸広域 振興局 土木部長	釜石市鵜住居町 日の神	昭和 46年	115	スコップ 48 掛矢 7 ハンマー 3 つるはし 14 とうが 12 おの 一輪車 4	土のう 6,595 蛇カゴ 15 鉄線 25kg5束 木杭 253 角杭 45 ビニールシート 95 ロープ 3巻 オイルフェンス 10m×9 20m×5 オイルマット 1,400枚

【市有水防倉庫及び資材一覧】

河川名	管理者	水防倉庫所在地	建設年度	床面積(m ²)	器 材	資 材
甲子川	釜石市長	釜石市大町3-8-3	平成 20年	50	—	土のう 480 ビニールシート 20

第2節 資器材及び土地の使用、収用

水防倉庫に備えておく資材、器具等に不足を生じ、水防のため、なお緊急に必要とする場合は、法第21条の規定により土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、もしくは収用し、車両その他の運搬具もしくは器具を使用し、または工作物その他の障害物を処分することができる。

ただし、この場合は法の規定するところにより、損失を受けた者に対し、水防管理者は時価によりその損失を補償する。

第6章 雨量、水位の通報並びに警戒水位

第1節 岩手県所管の観測通報

氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、岩手県は水防管理団体へ水位情報をFAX等により通報し、送達を確認する。その他、県土整備部河川課ホームページ（岩手県河川情報ホームページ）上に毎時雨量、水位データが掲載される。ただし、回線が途絶した場合、また状況により沿岸広域振興局土木部及び日向ダム管理事務所から、以下の通報要領により水防管理者及び関係機関へ観測値が通報連絡される。

第2節 雨量の観測箇所並びに通報連絡

雨量の観測箇所は盛岡地方气象台、沿岸広域振興局土木部及び釜石市管轄の観測所とし、各観測施設の管理者は、気象注意報等の通知を受けたとき、または大雨の恐れがある場合には、次の雨量通報要領により、「連絡系統図」に基づいて、水防管理者及び関係機関へ連絡するものとする。

【雨量、水位の観測箇所】

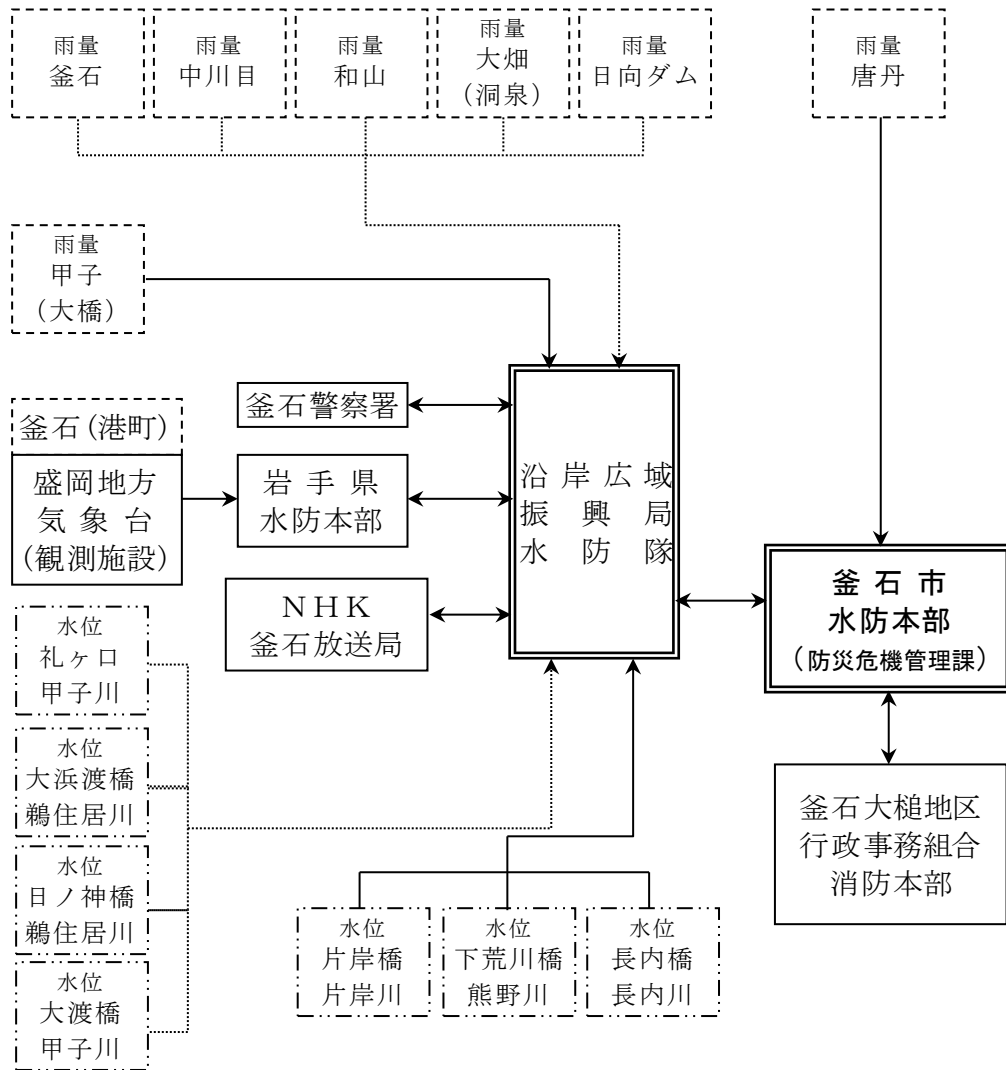
(1) 雨量観測箇所（気象観測施設）

設置機関	観測所名	設置場所	所在地	標高	既往最大 日雨量	起因 年月日	観測方式
気象庁	釜石	港町西公園	港町 2-51-28	5	327mm	S54.10.19	アメダス
岩手県 沿岸広域振興 局 土木部	釜石	沿岸広域振興局	新町 6-50	20	331mm	H14.7.11	テレメータ
	大畑(洞泉)	県合同宿舎	甲子町 8-1-9	80	304mm	H14.7.11	テレメータ
	中川目	中川目	松倉国有林内 9 林 班 8 林班	700	245mm	H14.7.11	テレメータ
	和山	栗橋牧野農協	橋野町 15-31	740	141mm	H14.7.11	テレメータ
	大橋	国道 283 号沿い	甲子町 1-90-19	301	—	—	テレメータ
	日向ダム 管理事務所	日向ダム	甲子町 16-2-82	170	249mm	H14.7.10	テレメータ
釜石市	山谷	山谷集会所脇	唐丹町字山谷	110	316mm	—	テレメータ

(2) 水位観測箇所（水位観測施設）

設置機関	河川名	観測所名	設置場所	避難 判断 水位 (特別警 戒水位 (m))	氾 注 水 警 水 (m)	溢 意 位 戒 位 (m)	水防団 待 水 通 水 (m)	堤防 天端高 (m)	既往 最大 水位 (m)	起因 年月日	観測方式
岩手県 沿岸広域振興 局 土木部	甲子川	礼ヶ口	礼ヶ口橋 下流 100m	2.7	2.9	2.2	5.200	3.60	H14.7.11	テレメー タ	
	鵜住居川	大浜渡橋	大浜渡橋				7.170	4.20	H14.7.11	テレメー タ	
	鵜住居川	日ノ神橋	日ノ神橋	2.8	3.4	2.3	9.200	1.99	H26.6.13	テレメー タ	
	長内川	長内橋	長内橋		1.2	0.7	7.440	2.00	S54.10.19	普通	
	熊野川	下荒川橋	下荒川橋		2.0	1.0	9.000	1.60	H14.7.11	普通	
	片岸川	片岸橋	片岸橋		2.0	1.0	3.560	2.33	S23.9.16	普通	
	甲子川	大渡橋	大渡橋上流 右岸 20m					2.25	H22.12.22	テレメー タ	
	小川川	小川川	山神社隣接								テレメー タ

【雨量、水位観測所及び関係機関の連絡系統図】



凡 例

雨量観測所	水位観測所	テレメータ	電話等有線
雨量 釜石	水位 礼ヶ口 甲子川	-----	-----

観測施設設置機関等 関係公署電話番号一覧

公 署 名	電話番号	備 考
沿岸広域振興局水防隊 (土木部)	25-2708	河川港湾課 (河川砂防チーム、港湾チーム)
岩手県水防本部 (県土整備部河川課)	019-629-5901	河川海岸担当
釜石警察署	25-0110	
釜石大槌地区行政事務組合消防本部	22-0119	

釜石市役所	22-2111	
釜石市水防本部（危機管理監防災危機管理課）	22-2111	内線 109, 114, 118, 159

第3節 雨量の通報要領

- 1 前24時間雨量が50mmに達したときに通報を開始する。
- 2 通報は原則として3時間毎とする。
- 3 1時間雨量が10mm以上の場合は毎時通報とする。
- 4 前3時間雨量が5mm以下になったときは通報を中止して差し支えない。
ただし、水防本部は、降雨強度が著しく大きい場合等状況により随時観測通報を要請するものとする。

第4節 水位の観測箇所並びに通報連絡

水位の観測箇所は、礼ヶ口橋量水標、大浜渡橋量水標、片岸橋量水標、下荒川橋量水標、長内橋量水標とし、沿岸広域振興局土木部は、気象注意報等の通知を受けたとき、または出水の恐れがある場合には水位の変動を観測し、通報水位に達した場合には、次の水位通報要領により、第2節の「連絡系統図」に基づいて、水防管理者及び関係機関へ連絡するものとする。

第5節 水位の通報要領

- 1 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（特別警戒水位）は、第2節(2)のとおりとする。
- 2 水位が通報水位に達したときに通報を開始する。
- 3 通報は原則として1時間毎とする。
- 4 水防団待機水位（通報水位）に下がるまで通報を続ける。
ただし、水防本部は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、または水位変動が著しい場合等状況により、随時観測通報を要請するものとし、水防団待機水位（通報水位）に下がらない場合で、降雨がなく今後氾濫注意水位（警戒水位）に達しないと判断される場合は通報を中止して差し支えない。

第6節 関係機関との連絡

水防本部においては、第5節の通報により随時雨量、水位の状況を把握するとともに、必要に応じて関係機関との情報連絡及び交換を行うものとする。

第7章 通 信 連 絡

第1節 通信連絡

関係機関相互の通信連絡は、主として電話により行うこととする。

その他あらゆる通信施設を最高度に活用し、通信連絡に万全を期するものとする。

【水防関係機関電話番号一覧表 別表7-1-1】

【釜石市地域防災計画本編 第3章第3節 通信情報計画】

第2節 緊急連絡

水防上緊急を要する通信については、その状況に応じて警察無線、警察電話、鉄道電話、東北電力株式会社専用線及び非常電話等あらゆる機関を通じて連絡を講ずるものとする。

第3節 伝 令

近距離及び電話不通時等の連絡確保のため、水防通信発着地点、量水標、雨量計設置場所、水防倉庫、水防作業現場等には、連絡のための車輛その他の施設を配置するものとする。

第4節 水防信号

法第13条の規定による水防信号は、岩手県水防計画第11章図表11-1のとおりである。

【水防信号（昭和36年6月6日 岩手県告示第437号）】

信 号 種 別	打 鐘 信 号	余韻防止サイレン信号
警 戒 信 号	1点と4点の連打 ○ ○○○○ ○ ○○○○	1 分 ————— 長 声 一 声
出 勤 信 号	3点 3点 3点 ○○○ ○○○ ○○○ 連 打	3秒 10秒 3秒 10秒 — ——— ———— 連続 2秒 2秒 2秒
避 難 信 号	乱 打 ○○○○○○○○○○○○○○○○	3秒 3秒 3秒 3秒 — ——— ———— 連続 2秒 2秒 2秒
解 除 信 号	口 頭 伝 達	口 頭 伝 達

第8章 水防上必要な気象予警報及び情報等の連絡

第1節 水防上必要な気象予警報及び情報の連絡

盛岡地方気象台から発表される気象予警報等は、岩手県知事から「防災情報提供ネットワークシステム」を通じて、水防管理団体である釜石市並びに釜石大槌地区行政事務組合消防本部へ連絡される。また、警報に関する事項は、東日本電信電話株式会社から水防管理団体である釜石市並びに釜石大槌地区行政事務組合消防本部に連絡される。

その他に水防本部及び消防団は、テレビ・ラジオ放送、インターネット等あらゆる手段を講じて気象情報、水防に関する情報を把握するものとする。

【釜石市地域防災計画本編 第3章第2節 気象予報・警報等の伝達計画】

第2節 水防上必要な気象予警報等の広報

前節による警報事項、気象予警報等の連絡があったとき及び第2章第1節の水防活動を必要とする予報及び警報の通知を受けたとき、または上流の状況により出水の恐れがあるときは、水防管理者は消防団及び沿岸広域振興局水防隊、釜石警察署等の水防機関と連絡を行うとともに、防災行政無線等により迅速に地域住民及び関係機関に周知するものとする。

【釜石市地域防災計画本編 第3章第2節 気象予報・警報等の伝達計画】

第9章 堤防異常の報告、警戒、出動及び水防開始

第1節 堤防異常の報告

次の場合は、水防管理者は直ちに沿岸広域振興局水防隊に報告するものとする。

- 1 堤防に異常を発見したとき（その状況と措置の概況を含む。）。
- 2 消防団が出動したとき。
- 3 水防作業を開始したとき。

第2節 警戒、出動及び水防開始

水防管理者は、第2章第1節に適合するとき、第6章第3節及び第5節、第8章第1節についての連絡等を受けたとき、または大雨の恐れがあり、出水が予想される等非常の場合、迅速に水防活動を実施するため、警戒態勢、消防団の出動、活動の段階等を「釜石市水防動員計画」に定める。

【釜石市水防動員計画 別表9-2-1】

- 1 水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお増水し、警戒の措置が必要と認

められる場合は、即時活動開始できるよう消防団長に出動待機を命ずるものとし、分団長においては警戒、活動準備にあたるものとする。

- 2 水防開始の命令を受けた分団長は、最も迅速な方法をもって各団員を所定の配置につかせ、直ちに第2章第3節により水防活動を実施するものとする。
- 3 各分団の水防担当区域においては、水防本部からの情報によるか、またはその地域の状況を判断して、分団長において出動及び水防活動を実施するものとする。
- 4 分団長は、前項の状況、活動の大要を消防団長に報告し、後に文書をもって水防本部に報告するものとする。
- 5 気象、上流、水位の各状況のほか堤防等現地の状況を勘案し、水災の危険がなくなったと判断されるときは、水防管理者は消防団長に全域または一部の任務を解除することができる。

第10章 決壊の通報、避難立退及び救助

第1節 決壊の通報

堤防の決壊が予想される場合及び決壊した場合またはこれに準ずべき事態が発生した場合には、水防管理者は法第18条の規定により直ちにその旨を氾濫が予想される地域の住民に広報するとともに、釜石警察署及び沿岸広域振興局水防隊に通報する。

第2節 避難及び立退

分団長は、堤防巡視中急激に増水し、または著しい事態の悪化の恐れがあり、危険が切迫しているときは、直ちに水防管理者及び消防団長に報告し、水防管理者の命令により必要と認める地域の住民に対し、避難及び立退を指示（報告のいとまがないときは分団長において）することができるものとする。この場合、避難の指示または勧告等の発令については、「釜石市地域防災計画」に定める基準に基づき行うものとする。

水防管理者は、その地域の住民に対し避難及び立退を指示する場合には、釜石警察署長にその旨を通知する。

分団長は、避難及び立退を指示したときは、「釜石市地域防災計画」に定める「緊急避難場所等」に避難誘導するものとする。

立退指示方法は、サイレン、警鐘、自動車、電話、放送、防災行政無線または駆足連呼等、迅速かつ確実に地域住民に周知するものとする。

【釜石市地域防災計画本編 第3章第14節 避難・救出計画】

【釜石市地域防災計画資料編 3-14-2 洪水・土砂災害の緊急避難場所】

【釜石市地域防災計画資料編 3-14-4 拠点避難所】

第3節 救助

堤防その他の施設が決壊し、または急激な増水による氾濫のため、人命に危険が切迫したときは、消防団長は直ちに人命救助を命じ、または分団長は事態に急を要するときは、命令を待たずして直ちに人命救助にあたるものとする。

第11章 自衛隊派遣要請

- 1 水防管理者は、洪水または高潮等に際しその被害が甚大であると予想され、水防管理団体のみでは災害を防止することができず、人命または財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊法第83条の規定に基づき、岩手県知事に対し自衛隊の派遣を要請することができるものとする。
- 2 状況が緊迫し、水防管理者が岩手県知事に連絡するいとまがなく、真に事情の止むを得ない場合に限り、緊急措置として水防管理者が直接自衛隊に対し、岩手県知事を経由できない事由を附して、派遣を要請することができるものとする。

ただし、この場合には遅滞なくその経緯を岩手県知事に報告しなければならない。

- 3 自衛隊の派遣要請の手続き及び自衛隊の実施する活動等は、「釜石市地域防災計画」に定めるとおり実施するものとする。

【釜石市地域防災計画本編 第3章第10節 自衛隊災害派遣要請計画】

第12章 公 用 負 担

第1節 公用負担権限委任証

法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使するものは、水防管理者、消防団長または消防機関の長でその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、「公用負担権限委任証」を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

【公用負担命令権限証】

第 号
公用負担権限委任証
〇〇〇〇〇
上記の者に、 区域における 水防法第28条第1項の権限を委任 したことを証明する。
年 月 日
釜石市長 〇〇〇〇 印

第2節 公用負担命令書

法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として「公用負担命令票」を目的物の所有者、管理者またはこれらに準ずべき者に提出しなければならない。

【公用負担命令票】

第 号
公用負担命令書
種類 員数
使用 収用 処分
年 月 日
釜石市長 〇〇〇〇 印
事務取扱者 〇〇〇〇 印
様

第13章 水防訓練計画

水防訓練は、必要に応じ情報連絡、水門操作、水防工法等の水防活動のほか、堤防破損・溢水、決壊、流出、高潮等を想定し計画的に実施し水防技術の向上を図るものとする。

津波災害警戒区域に係わる消防団は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第14章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水対応

1 浸水想定区域の指定

- (1) 国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

なお、当市の洪水浸水想定区域の公表状況は、次のとおりである。

河川名	浸水想定公表時点	指定・公表機関
甲子川	平成22年3月12日	岩手県
鵜住居川	平成20年6月20日	岩手県

【釜石市地域防災計画資料編 2-15-3 甲子川浸水想定区域図】

【釜石市地域防災計画資料編 2-15-4 鵜住居川浸水想定区域図】

- (2) 市は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (3) 県は、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表し、関係市町村に通知する。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったとき、又は雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域の指定があったときは、釜石市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な

避難の確保を図るために必要な事項

- ③ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に相当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る。）

3 洪水ハザードマップ

市長は、釜石市地域防災計画において定められた上記2①②③に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第7条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。

また、市は、洪水ハザードマップに記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、住民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。

4 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

釜石市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを釜石市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を釜石市長に報告するものとする。

5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により釜石市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

6 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により釜石市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第 2 節 津波対応

1 津波災害警戒区域内の情報伝達等

【釜石市地域防災計画地震・津波災害対策編 第 2 章第 1 4 節 津波災害予防計画
第 4 海岸地域の津波防災化 4 津波災害警戒区域内の情報伝達等】

2 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により釜石市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを釜石市長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

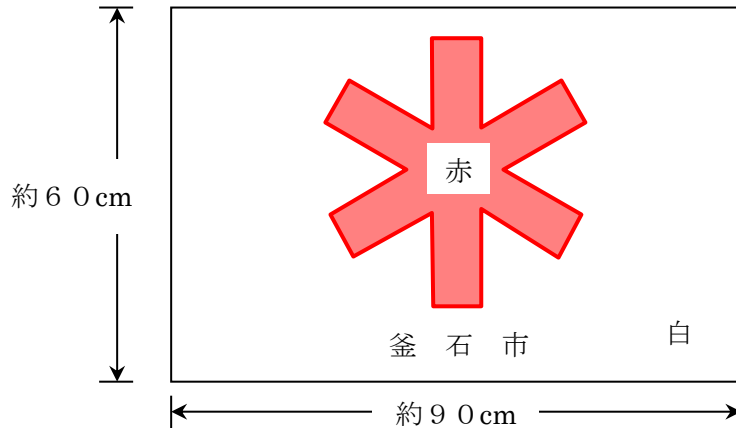
- ① 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ② 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④ その他、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第15章 そ の 他

第1節 優先通行標識

法第18条における標識は、以下のとおりである。

【優先通行標識】



第2節 身分証票

法第49条第2項における身分証票は、以下のとおりである。

【身分証票】

表	裏
第 号 水防職員証 所属機関名 職氏名 現住所 年 月 日 生 年 月 日 交付 所属機関の長 氏名 ○○○○ 印	注 意 1 本証は水防法第49条第2項による証票である。 2 本証の身分を失ったとき、その他不要になったときは必ず返納すること。 3 記載事項に変更があったときは、直ぐ訂正を受けること。

第3節 水防活動実施報告

水防活動を実施したときは、水防管理者は所定の期日までに「水防活動実施報告書」を取りまとめ、沿岸広域振興局土木部長を経由して知事に報告するものとする。

釜石市水防活動実施報告書

様式(2)

区分	水防活動		活動費							出水状況	
	団体数	活動延人員	使用資材費			機械等借料	食糧費	出動手当等	その他	計	警戒水位〇〇m 最高洪水位〇〇m 〇〇量水標 () 月日時 降雨量 〇〇mm 河川名 〇〇川筋
			主要資材	その他資材	小計						
前月まで	()		()	()		()					
月分	()		()	()		()					
月分	()		()	()		()					水防活動実施箇所 月日～月日 河川名 〇〇川筋 左岸〇〇地先 〇〇m 右岸〇〇地先 〇〇m
月分	()		()	()		()					
月分	()		()	()		()					
小計	()		()	()		()					水防作業の概要 〇〇工法 〇〇箇所〇〇m
累計											

1 作成要領 様式(1) 様式(2)共通

- (1) 「前月まで」の欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- (2) 「団体数」欄は、当該月内に水防活動を行った水防管理団体の実数を記入し、上段()書には、主要資材費の使用額が25万円以上となった団体数を記入すること。
- (3) 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠及び置石の使用額を記入し、上段()書には、主要資材の使用額が25万円を超えた団体にかかる使用額の合計を記入すること。
- (4) 「その他資材」欄は、主要資材以外の使用額を記入し、上段()書には、土、砂、砂利の使用額を記入すること。
- (5) 「機械等借料」欄は、水防活動のために貸借した自動車、建設機械等の賃借料を記入し、上段()書には、水防資材の運搬に使用した機械の賃借料を記入すること。
- (6) 2～5にかかる()書は全て内書とすること。

2 報告期限等

- (1) 水防管理団体は、水防活動を行った場合、様式(2)により報告書を2部作成し、一四半期終了後10日以内に所管広域振興局土木部又は土木事務所へ提出すること。
- (2) 所管広域振興局土木部及び土木事務所は、様式(1)の総括表を作成し、様式(2)とともに一四半期終了後15日以内に河川課へ提出すること。
- (3) 水防活動に際しては、備蓄資材の受渡簿、購入資材については、購入証拠書類及び水防活動を行った場合の写真等の整備をしておくこと。

第4節 水防功労者推薦

水防活動において、特に功労のあった個人または団体について、水防活動終了後速やかに、個人にあっては水防管理者が、団体にあっては沿岸広域振興局土木部長が、知事に推薦することができる。

【水防功労者推薦様式】

水防功労者推せん

1 個人

消防団員又はその他のものであって次の各号に該当するもの。

- ア 出水の危険又は水防実施にあたり、適切な措置および挺身敢闘して水害防止又は水害の軽減に優れた功績を挙げた者。
- イ 水防活動従事中任務に殉じた者又は負傷し疾病にかかり長期にわたって支障があるに至った者。

2 団体

よく一致団結し水害防止又は水害軽減上卓越した功績を挙げた消防団その他の団体。

3 個人功績調書

項 目	記 載 事 項
所属団体名又は 官 署 名	
職業、住所、氏名	
生 年 月 日 死 亡 年 月 日	
功 績 事 項	本欄は表彰採否の基となるので、できる限り具体的詳細に記載すること。従って長文となっても差支えない。もし具体性を欠くときには選択困難となるので、その点特に留意すること。
略 歴	略歴中には水防に関する平常の貢献、状況等表彰の情状に関するものがあれば併せて記載すること。
賞 罰	
遺 族	表彰状、その他の交付すべき遺族の氏名、生年月日、住所、続柄等につき記載する。

4 団体功労調書

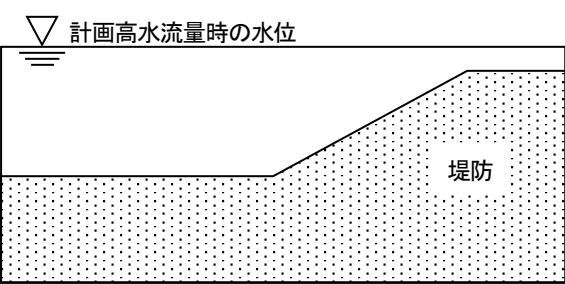
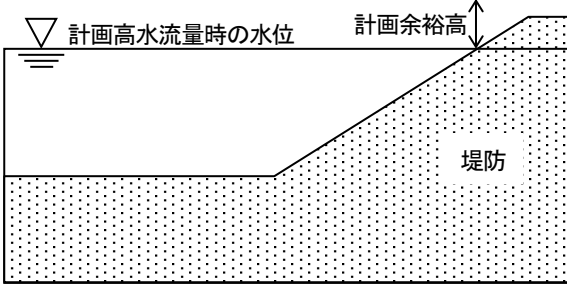
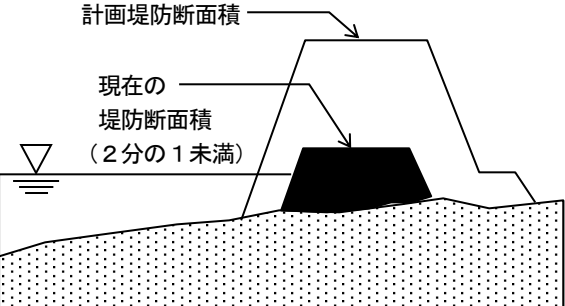
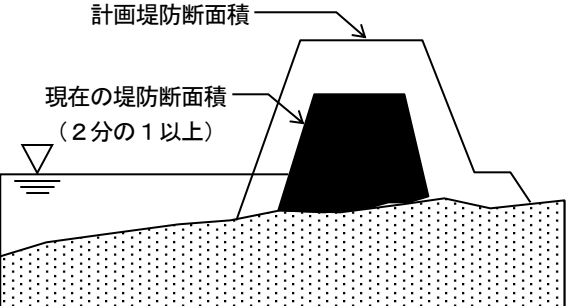
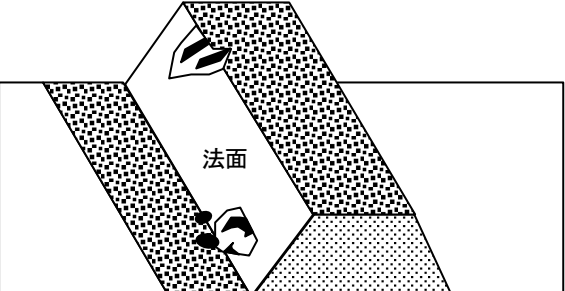
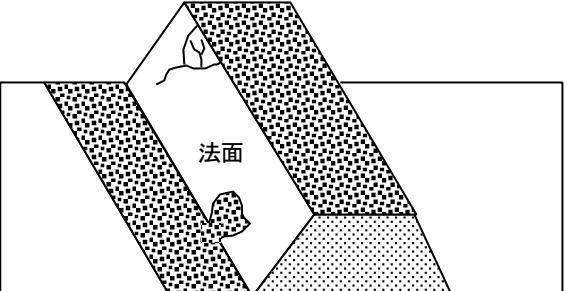
項 目	記 載 事 項
団体所在地	
団体名	
団体の代表者の 役職、氏名、住所	
功労事実	個人功労調書と同様の要領で記載する。
団体略歴	上に同じ。

第5節 公務災害補償

消防団員及び水防に従事した者が、水防活動に従事したことにより災害を被った場合には、法第6条の2及び法第45条の規定に基づき、市町村消防団員等公務災害補償条例（岩手県市町村総合事務組合共同処理事務）に定めるところにより補償するものとする。

別 表

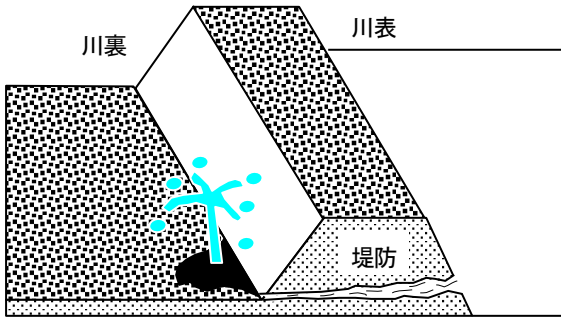
重要水防箇所評定基準

堤防高	A 水防上、最も重要な区間	B 水防上重要な区間
	<p>計画高水流量に達する洪水がおきたとき、川の水が計画の堤防を越えるところ。</p> 	<p>計画高水流量に達する洪水がおきたとき、川の水が計画の堤防を越えないけれども、その時の水位と堤防の高さの差が堤防の計画余裕高にたりないところ。</p> 
堤防断面	A 水防上、最も重要な区間	B 水防上重要な区間
	<p>現在の堤防断面積（または天端幅）が、計画の堤防断面積（または計画の天端幅）の2分の1未満の箇所。</p> 	<p>現在の堤防断面積（または天端幅）が、計画の堤防断面積（または計画の天端幅）より小さいものの、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。</p> 
法崩れ・法すべり	A 水防上、最も重要な区間	B 水防上重要な区間
	<p>法崩れまたは法すべりが起こり、堤防が欠けているのに、修復していない箇所。</p> 	<p>●法崩れまたは法すべりが起こったことがあり、一時的に修復している箇所。 ●法崩れまたは法すべりしたことはないが、今後法崩れまたはすべりの発生するおそれのある箇所。</p> 

漏水

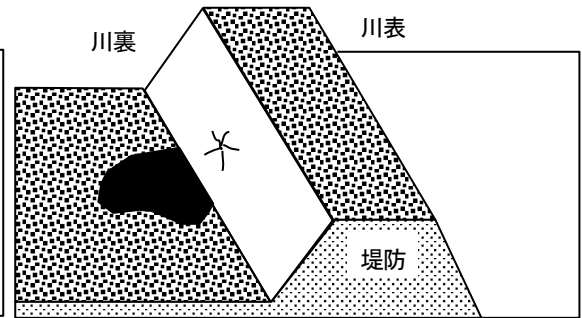
A 水防上、最も重要な区間

洪水時に川の水が、堤防にしみこんで、川裏から吹き出したことがあり、まだ対策していない箇所。



B 水防上重要な区間

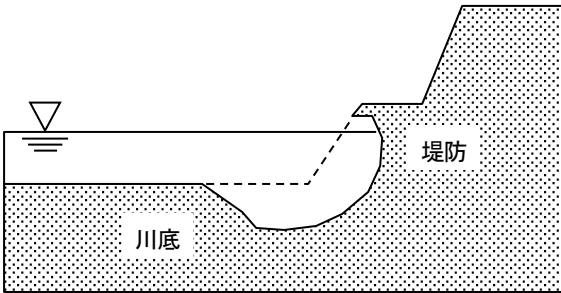
- 以前、漏水したことがあり、一時的に対策した箇所。
- 今まで漏水したことはないが、今後、漏水が発生するおそれがある箇所。



水衝・洗掘

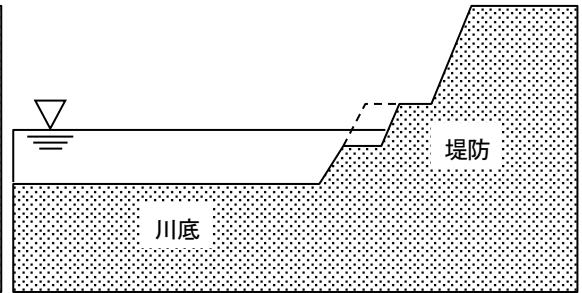
A 水防上、最も重要な区間

水衝部にある川岸や、川底が川の流れによって、深く削られている箇所。



B 水防上重要な区間

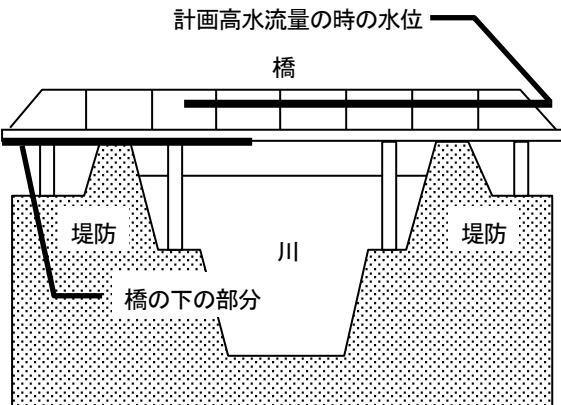
水衝部にある川岸や、川底が川の流れによって削られている箇所。



工作物

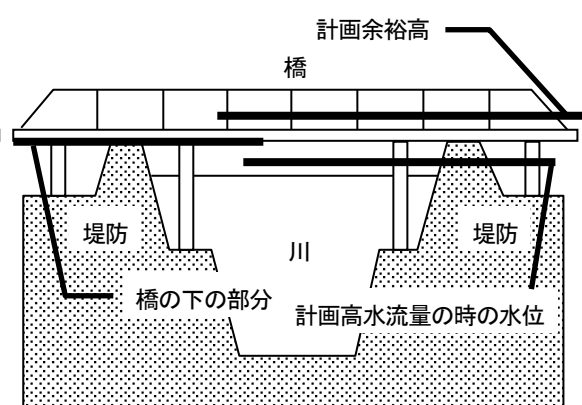
A 水防上、最も重要な区間

橋など川を横ぎる工作物の下部分が、計画高水流量の時の水位以下となる箇所。



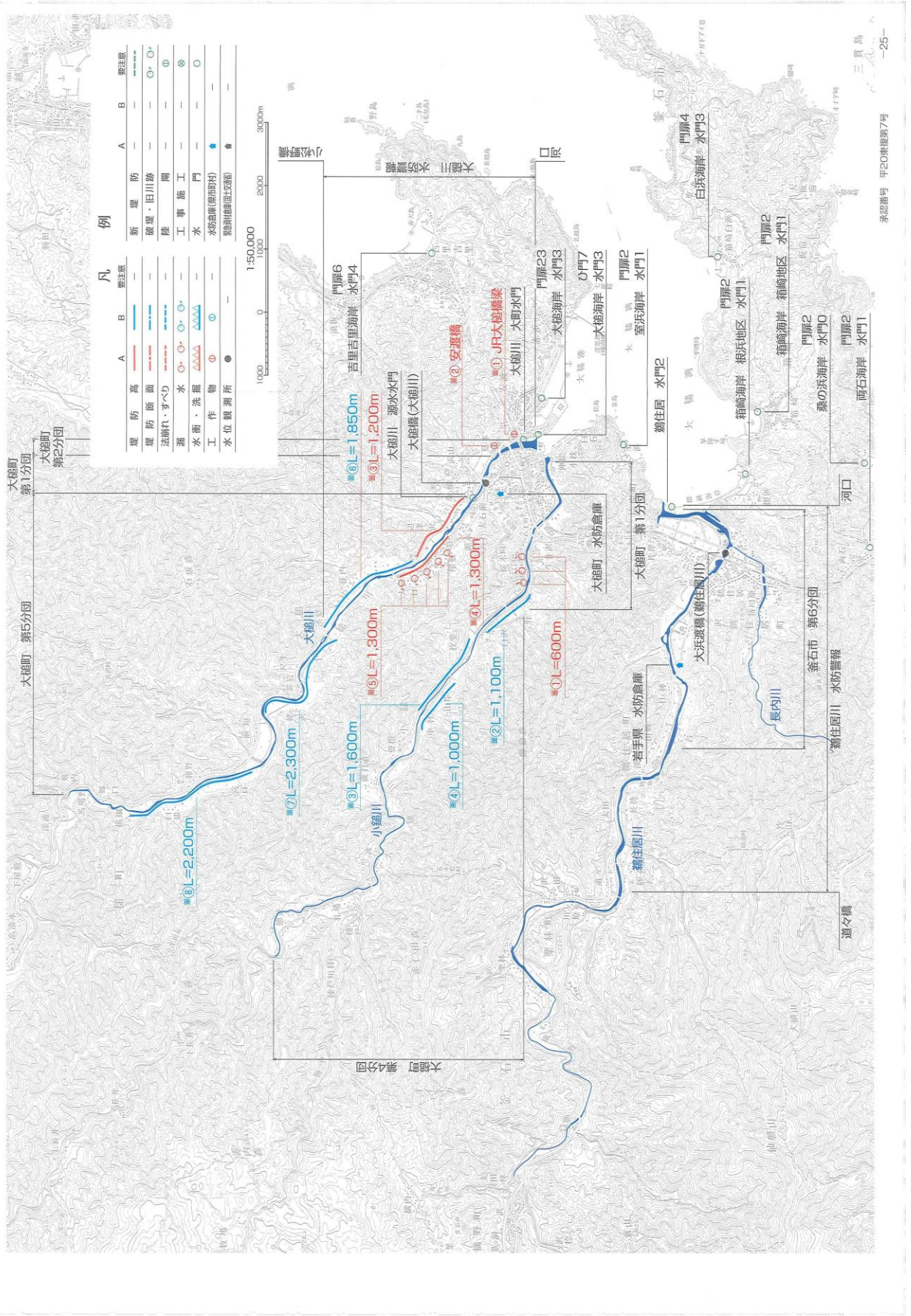
B 水防上重要な区間

橋やその他の河川横断工作物の下部分と、計画高水流量の時の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。

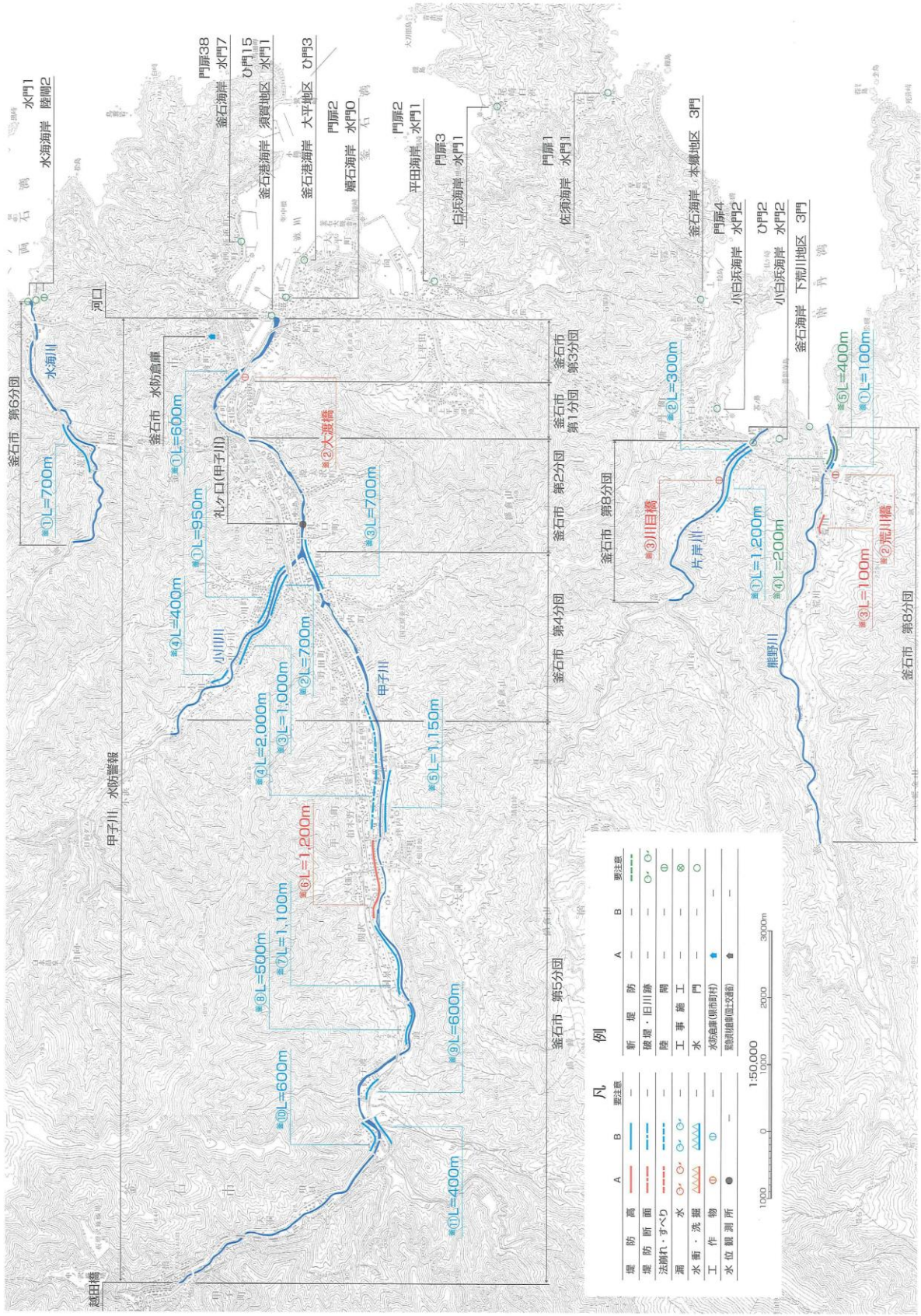


別表3-2-2

重要水防箇所図(鷺住居川)



重要水防箇所図(甲子川)



別表 7-1-1

水防関係機関電話番号一覧表

(1) 水防関係機関電話番号一覧表

機 関 名		電 話 番 号		災害時優先番号
名 称	住 所	市外局番	電話番号	登 録 電 話 番 号
岩手県	盛岡市内丸 10-1	019	651-3111(代)	651-3160~3174
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	岩手郡滝沢村滝沢後 268-433	019	688-4311(代)	688-4313
盛岡地方気象台	盛岡市山王町 7-60	019	622-7868(技術) 622-7870(防災)	623-3757
N T T 東日本岩手支店	盛岡市中央通 1-2-2	019	625-4960(代)	651-4200
岩手県警察本部	盛岡市内丸 8-10	019	653-0110(代)	653-5153~5161
仙台管区気象台	仙台市五輪 1-3-15	022	297-8103(代)	
N H K 盛岡放送局	盛岡市上田 4-1-3	019	626-8826(代)	622-1093
岩手放送株式会社	盛岡市志家町 6-1	019	623-3127(代)	651-7702
株式会社テレビ岩手	盛岡市内丸 2-10	019	624-1166(代)	623-3530
株式会社エフエム岩手	盛岡市内丸 2-10	019	625-5511(代)	625-5515
株式会社岩手めんこいテレビ	盛岡市本宮字松幅 89	019	656-3300(代)	659-2700
岩手朝日テレビ株式会社	盛岡市盛岡駅西通 2-6-5	019	629-2525	629-2525
東北電力K K 岩手支店	盛岡市紺屋町 1-25	019	653-2115(代)	654-7311
沿岸広域振興局土木部	釜石市新町 6-50	0193	25-2708(代)	25-2714
釜石市役所	釜石市只越町 3-9-13	0193	22-2111(代)	22-2127
釜石大槌地区行政事務組合 釜石消防署	釜石市鈴子町 16-19	0193	22-2526(代)	22-2166

釜石市水防動員計画

動員の種別

- 1 警戒動員
- 2 第1次動員
- 3 第2次動員
- 4 居住者等の水防義務による動員

動員の時機及び方法

1 警戒動員

各河川において水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水の恐れがある場合、または高潮等の恐れがある場合、水災が予想される各河川及び海岸の水防担当区域を担当する分団において、必要な人員と消防車両を出動させ警戒にあたるものとする。

なお、各分団長は水防活動に備え、予め情報連絡係及び哨警班並びに資機材整備係及び避難誘導係を編成しておくものとする。

2 第1次動員

各河川において氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお増水の恐れがある場合、または高潮等に特に警戒の措置が必要と認められる場合、水災が予想される各河川及び海岸の水防担当区域を担当する分団の全団員及び全車両を出動させ、警戒、活動準備にあたるものとし、情報連絡係及び哨警班を任務につかせ、資機材整備係及び避難誘導係に準備及び待機させるものとする。

消防団本部は、本部分団員を招集し、水防用資機材の点検整備を実施するものとする。

なお、上記の状況を覚知した消防団員は命令を待つことなく各分団及び水防本部に連絡し指示を受けるものとする。

3 第2次動員

第1次動員のみでは水災に対処することが困難と思われる場合に、釜石市消防団の全団員、全車両を出動させ各々の任務につかせるものとする。

4 居住者等の水防義務による動員

法第24条を適用し、水防のためやむを得ない必要があるときに限り、区域内に居住する者、または水防の現場にある者をして水防活動に従事させるもので、原則として年齢18歳以上の者の出動を要請するものとする。

